

債権者集会（平成27年4月30日）のご報告

都筑区山口医院被害弁護団

山口了三氏（山口医院院長）及び漢山株式会社の破産手続きについて、平成27年4月30日、東京地方裁判所で債権者集会が開催されましたので、以下のとおり概略をご報告いたします。

1 裁判所からのお知らせ

次回の債権者集会は、平成27年7月14日（火）午後2時から

場所は、東京地方裁判所民事第20部（家裁・簡裁合同庁舎の建物）5階債権者集会場1、です

2 破産管財人からの報告項目

- (1) 前回集会から今回集会までの管財業務
- (2) 債権調査、財産調査の報告と届出債権に対する認否結果
- (3) 認めないとされた債権の確定を求めるためには5月中に破産債権査定申立をする必要があること
- (4) カルテの開示を求める場合は、5月15日までに破産管財人室（03-6222-7234）に申し込むこと

3 管財人からの報告内容

(1) 前回集会から今回集会までの管財業務

- ① 山口個人についての処理
 - ・貸付金について作成した公正証書に基づき分割弁済金を回収中
 - ・医師賠償責任保険（医賠償保険）の保険金請求の手続き済み、医師会において審査中
 - ・国税還付金を財団へ組み入れ
- ② 漢山についての処理
 - ・不動産売買を完了、相場よりも高額にて親族が買取った、財産隠しとの指摘もあったが銀行から融資を受けての買取りであり問題は見当たらない、約1億3615万円を財産に組み入れ
 - ・火災保険の解約
 - ・ゴルフ会員権の売買経緯や価格の妥当性についての説明
- ③ 蘇、蘇の関係者、漢山の役員への責任追及についての検討
 - ・蘇、蘇の関係者については現時点では国内の所在が確認できないため手続上責任追及が困難
(なお、蘇の代理人から、蘇はクリームの製造販売に関与していない、との回答を受けている)

- ・蘇、蘇の関係者に対する否認権行使についても要件を満たしていないため行使困難である
- ・漢山の役員については本件への積極的な関与が認められないため責任追及は考えていない

④ カルテについて

- ・平成 27 年 3 月下旬に捜査機関から大量のカルテが返却され、整理がようやく完了したところ
- ・カルテの開示を希望する場合は、破産管財人室（03-6222-7234）に電話で申し込んでもらえれば、開示請求書を送りますので、FAX または郵送で申し込んでください
- ・カルテ開示請求の締め切りは 5 月 15 日、その後できるだけ早くコピーをお送りします

(2) 債権調査、財産調査の報告（4 月 14 日現在）と届出債権に対する認否結果

① 山口個人について

- ・回収した財産は約 1 億 1438 万円（費用差引後）
- ・届出債権は、一般債権者（17 件）約 7663 万円、患者債権者（2648 件）約 6 億 0250 万円
- ・診療報酬の返納を求められているため自主点検中
- ・届出債権のうち管財人として認める債権額、認めない債権額の内容は、各債権者に書面で送った通り認める債権の内訳は、一般債権者約 6801 万円、患者債権者約 5 億 1434 万円
- ・患者債権者については 234 名に対して一部認めない旨の回答をしている

② 漢山について

- ・回収した財産は約 1 億 7730 万円（費用差引後）
- ・届出債権額は、一般債権者（1 件）約 3476 万円、患者債権者（2648 件）約 6 億 0250 万円
- ・一般債権者 1 件は山口個人からの貸付けのみ、これは山口個人の財団を経由して配当に回す
- ・届出債権のうち管財人として認める債権額、認めない債権額の内容は、各債権者に書面で送った通り認める債権の内訳は、一般債権者約 3476 万円、患者債権者約 5 億 1434 万円

③ 免責について

- ・免責については現段階では財産調査等がすべて終わっていないので管財人の意見は保留中
- ・債権者 14 名から連名で免責に関する意見申述書が提出されているので、山口個人の反論も考慮する

(3) 債権確定の手続きについて（破産債権査定申立）

- ・認めないとされた債権の確定を求めるためには5 月中に破産債権査定申立をする必要がある
- ・他の債権者に対する異議も述べられるので、今回の期日に述べてください

(4) カルテの開示について

- ・紙のカルテは管財人室で保管しています

- ・カルテの開示は、5月15日までに破産管財人室（03-6222-7234）に電話で申し込んでください
- ・電話があった方には開示請求書の書式を送りますので、FAX または郵送で開示を請求してください

4 質疑応答（管財人による回答）

- ・医賠償保険の支払の見込みはどうなっているか

現在医師会の審査中であり見込みは不明である、医療行為で傷害を負った患者を対象にした保険と理解しているの本案では給付は難しいのではないかと考えている

- ・医賠償の保険金が支払われたら患者に優先的に配当されるのか

患者と他の一般債権者との間に優劣はないので平等に扱うことになり、保険金が給付されても按分して配当することになる

- ・届け出た債権を認めないとの回答をもらったが、慰謝料を一律でしか認めず、治療の費用も因果関係が不十分という管財人の回答は、必要な治療費や慰謝料を一切認めない趣旨なのか

一般的に慰謝料や治療費を認めないという方針ではないが、事件後にアトピー治療をしているものについては慰謝料は10万円を超えるものではないとの考えである、アトピー治療とは別の治療が必要でそのような治療をしているのであればそれを示す証拠を提出してほしい

- ・保険金について先取特権を行使するために、必要な情報を開示してほしい

破産手続きとは別に権利を行使できるのであれば（別除権扱い）手続きとは別に行ってください、医賠償保険についての情報といっても、管財人としては日本医師会及び神奈川県医師会所属の医師ということ以外の情報はなく、保険契約番号などの情報があるわけではない

- ・漢方薬として輸入していたのかどうかについての山口医師の認識はどうか、もし漢方薬として輸入していなかったということを山口医師が知っていたのであれば重大な過失があるのではないと思うがどうか

漢方薬の輸入は正式な通関手続きが取られていないことから手荷物に混ぜて持ち込んでいたのではないかとと思われる、重大な過失があるかどうかは破産手続き後に通常の訴訟で争ってください

（山口代理人）山口医師は蘇にすべて任せていたので詳細は分からないという認識である

- ・深刻な被害を受けた人が優先されるべきではないのか、深刻でない人にも皆10万円を支払うということか債権者の間に優劣はないと考えている、配当率は不明であり10万円を全ての人に支払うということではなく債権額に応じて配当率に従って支払うことになる、10万円以上の慰謝料を届け出た患者は106名いる、届出をした債権者自身が配当を受けたくないというのであれば債権届出を取り下げるという方法もある

- ・山口医師宛てに送った手紙は山口医師に届くわけではないのか

破産者宛ての郵便物は、管財人が全て受け取って中身をチェックするので、管財人のところに届くことになっている

- ・今回の手続きについて通知が届いていない患者もいるがどうなっているのか

管財人としては大学ノートに残っていた処方記録を前提に通知を送っている、それでもまだ500名以上の人が住所のわからない状態にある、住所を教えていただければ連絡をするのでまずは管財人室にご連絡をいただきたい

- ・他言無用といわれてクリーム代を返金してもらった人がいるようですがどうということですか

誰に対してどのような発言をしたかまでは把握していない、必要なら調査を試みる

- ・財産隠しを疑っている、管財人や山口医院が主導で2600人の債権者を集めてあえて破産したのではないのか

破産管財人が債権者を集めたわけではないし2600人という被害者が多すぎるとも思わない、資料を見る限りは債権者がもっと増えてもおかしくはないと考えている、財産については調査中だが中国に隠し資産があっても見つける方法がない、できる限りの調査は行う

- ・山口院長の弟が中国へ行ってクリームの輸入に関わっていたようだが間違いないか

かかわっていたことは間違いないが、別件での中国との取引もあるようなので、山口医院の件に深く関与していたとはいえないと考えている

- ・診療報酬の返納を求められているということだが金額はどのくらいか、混合診療に関するものか、もし混合診療に関するものだとすると山口医院を放置した行政の怠慢にも本件の原因があるのだから管財人が交渉すべき事案ではないか

返納額を山口医師のほうで点検している最中であり金額は現段階では不明である、混合診療に関するものの返還を求められているわけではない、診療報酬の返納は法律に基づくものであり行政の怠慢があったとしても患者が優先すべきとは考えていない

5 弁護団の考える今後の課題

- (1) 事案の解明が必要であること

山口医院の患者が最も望むことは、本件のように医師が関与していながら多数の被害者を生じさせた事件がなぜ起こってしまったのか、ということである。管財人は、本件の各関係者の責任を明らかにする過程で、本件の原因となった事実関係を明らかにする調査を十分に行うべきである。

- (2) 損害に応じた適切な債権額が認められるべきこと

管財人は、個々の患者の況に関わらず一律10万円の慰謝料しか認めず、また必要な治療費についても損害として認めていない。しかし、山口医院の杜撰医療によって多くの患者が精神的損害のみならず身体的な損害をも被っており、それぞれの患者の状況に応じた損害が生じている。このような個別の患者の状況を踏まえて、今後の債権確定手続の中で適切な債権額が認められるべきである。

(3) 医師賠償責任保険が適切に処理されるべきこと

医師賠償責任保険は、被保険者が他人の身体の障害又は財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払うものである。身体の障害には傷害、疾病、ならにこれらに起因する後遺障害及び死亡が含まれており、精神的損害である慰謝料も保険によって賄われる。本件は医療行為に起因して身体に対する侵害行為であるクリームの販売が行われたのであり、これによって損害が生じた事件であるから、医賠償責任保険によって損害が填補されるべきである。また、保険金は、患者の損害を填補するために支払われるのであるから、患者に対する賠償の原資として使われるべきであり、患者以外の一般債権者に対する原資とすべきではない（保険法22条1項の趣旨）。

(4) 関係者の責任を明らかにして被害救済につなげるべきこと

山口医師をはじめ、山口医院の関係者がそれぞれどのような事実を認識していたのか、どのような役割を果たしていたのかに応じて、それぞれが負う責任が明らかにされるべきである。そして、その責任を果たすことによって被害者の救済が適切にはかられるべきである。

以上